

# 伊陸夢プランだより

第13号  
令和4年6月23日発行  
伊陸地区コミュニティ協議会

## 「伊陸夢プラン」の実行に向けて

伊陸地区コミュニティ協議会 会長 山本 達也  
伊陸夢プラン支援協議会 会長 西川 義彦

### 伊陸地区予約制乗合タクシー「いかち まいか号」

6月23日 「利用登録票」 受付開始！

平成30年に策定された「伊陸夢プラン」の行動計画の一つ「デマンド交通の導入」がいよいよ実現いたします。5月25日（水）柳井市地域公共交通会議にて、伊陸地区予約制乗合タクシーの運行が承認されました。これにより、10月1日（土）より伊陸地区内の公共交通手段は、防長バスに替わり、伊陸地区予約制乗合タクシー「いかち まいか号」となります。

「いかち まいか号」は利用登録をしなければ利用できません。一人ずつの登録ではなく登録する関係の方をまとめて登録できます。（1枚に5人まで記入できます。追加記入が必要な方は、用紙は伊陸出張所にあります。柳井市商工観光課のホームページからダウンロードすることもできます。）

「利用登録」は、情報に変更がない限り一度の登録だけです。（情報に変更が生じた場合は手続きをお願いします。）すぐには利用しない方でも登録できます。お盆などに帰省されるご親族の方のご利用も可能です。三和交通への「利用登録票」の受け渡し等により、「利用登録票」提出当日の利用は出来ない事も考えられますので、まずは「利用登録」をお願いいたします。

5月23日（月）午前10時 長野自治会で「いかち まいか号」の説明会実施

（自治会のご要望により、長野自治会集会所で「いかち まいか号」についてお話させていただきました。そこでお寄せいただいたご質問を紹介させていただきます。

- ・「利用登録」できる対象者について、伊陸に住民票がないと登録できないのか？  
➡「住民関係者」であれば、伊陸に住民票がなくても登録できます。
- ・手荷物のサイズ、個数に制限はあるか？  
➡制限はありません。キャリーケースのような大きな荷物はトランクに入れるようになります。
- ・「ペット」が乗ることに制限はあるか？  
➡「ペット」不可という制限はありません。乗合なのでゲージに入れて膝に抱くなどして、助手席に乗るなどの配慮をしていただけるといいと思います。



・「自宅近く」という道路事情は何を基準にして判断するのか？

➡「利用登録票」の「運転手に知ってもらいたい事項」に、「自宅前の道路が狭い」などの記述をしてください。情報を元に、三和交通が事前に確認に行き判断します。

・車いすでも利用できるか？

➡利用できます。介助が必要な方は、介助者と一緒に乗っていただきます。その際、介助者の予約も忘れずにご確認ください。介助者については、障がい者手帳1種・1級またはAについては半額ですが、それ以外は全額です。

・「予約」について、「行き」の予約は「前日午後5時まで」となっているが午後5時以降は全く受け付けてもらえないのか？

➡「三和交通」はタクシー会社なので24時間対応しています。事情があって午後5時以降の予約になった場合は、相談してください。運行状況に応じて三和交通が回答されると思います。

※「いかに まいか号」の説明をご希望の方は、お一人でもお問い合わせいただけますのでご連絡ください。

☂ 梅雨の時期がやって来ました。災害に対する準備はできていますか？ ☂

伊陸地区で一番警戒しなければいけないのは、大雨による「土砂災害」でしょうか。近年、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発しています。伊陸地区内でも毎年、大小さまざまな土砂崩れが起きています。いつ命に関わる災害が起きてもおかしくありません。

○雨が降り出したら「土砂災害警戒情報」や雨量の情報に注意！

・「土砂災害警戒情報」とは、大雨警報が発表されている状況で土砂災害発生の危険度が非常に高まった時に、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報で、警戒レベル4相当情報です。自治体からの「警戒レベル4避難指示」の発令に留意し、地域内の方々に声を掛け合い近くの避難場所など安全な場所に避難しましょう。高齢者や障害のある人など避難に時間がかかる場合や、夜中に大雨が想定される場合など、「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されたタイミングなど早めに避難することがより安全です。

・土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。避難場所への避難が困難な時は、家の中でより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に移動しましょう。

○土砂災害の前兆現象（土砂災害警戒情報などが発表されていなくても、土砂災害の前兆現象がみられた場合は、直ちに周りの人と安全な場所に避難し、市へ連絡してください。）

- ・崖や地面にひび割れができて、崖や斜面から水が湧き出る
- ・井戸や川の水が濁る、湧き水が止まる・濁る
- ・小石がバラバラと落ちてくる、地鳴り・山鳴りがする
- ・降雨が続くのに川の水位が下がる
- ・樹木が傾く、立木が裂ける音や医師がぶつかり合う音が聞こえる

○いざという時のために安否確認の方法を決めておく

・自宅から避難する場合、家族であらかじめ決めた場所に「安否情報」「避難先」などを記した張り紙を残しておく

・「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（携帯電話のインターネットサービス）」の利用方法などを決めておく

・安否確認用のハンカチを玄関先に結ぶなど、自治会ごとで安否確認の方法を決めておく

※柳井市では、防災などに関する情報「柳井市防災メール」を携帯電話に配信しています。

活用してみませんか？（柳井市 総務部 危機管理課のホームページに登録方法記載）